

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>吉川市大字八子新田字蛇畔（一八三番一十一八三番三）地先から同市大字八子新田字大道一〇五〇番五地先まで</p>	<p>吉川市大字八子新田字蛇畔（一八三番一十一八三番三）地先から同市大字八子新田字大道一〇五八番一四地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八〇〇 一二・八四</p>	<p>七・三五〇 一〇・四五</p>	<p>敷地の幅員 （メートル）</p>
<p>四三七・二〇</p>		<p>延 長 （メートル）</p>
		<p>備 考</p> <p>江戸川堤防強化工事に伴う県道三郷松伏線の付替道路</p>